

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 告 示

ページ

- 道路の区域変更（2件）【建設局総務部管理課】

2967

◇ 公 告

- 北九州市環境影響評価条例による環境影響評価書の縦覧【環境局環境監視部環境保全課】

2969

北九州市告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年8月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 県道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 変更前後の別 | 区域変更の区間 | 幅員(m) | 延長(m) |
|------|--------|--------|---|-------------------|-------|
| 38 | 戸畑停車場線 | 前 | 北九州市戸畑区汐井町114番1から 北九州市戸畑区汐井町139番12まで | 98.0 ～ 99.6 | 6.6 |
| | | 後 | 北九州市戸畑区汐井町114番1から 北九州市戸畑区汐井町139番12まで | 97.4 ～ 99.6 | 6.6 |

北九州市告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から2週間北九州市建設局総務部管理課において、一般の縦覧に供する。

平成26年8月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 道路の種類 市道

2 路線名等

| 整理番号 | 路線名 | 変更前後の別 | 区域変更の区間 | 幅員(m) | 延長(m) |
|------|-------------|--------|--|-----------------|-------|
| 709 | 北鳥旗町南鳥旗町1号線 | 前 | 北九州市戸畑区汐井町114番1地先から 北九州市戸畑区汐井町114番1地先まで | 7.8 ～ 8.2 | 13.4 |
| | | 後 | 北九州市戸畑区汐井町114番1地先から 北九州市戸畑区汐井町114番1まで | 7.8 ～ 8.9 | 13.4 |
| 1132 | 銀座12号線 | 前 | 北九州市戸畑区汐井町145番3地先から 北九州市戸畑区汐井町114番1地先まで | 4.6 ～ 7.0 | 122.2 |
| | | 後 | 北九州市戸畑区汐井町145番3から 北九州市戸畑区汐井町114番1まで | 9.0 ～ 9.1 | 122.2 |

北九州市公告第736号

北九州市環境影響評価条例（平成10年北九州市条例第11号）第18条第1項の規定により環境影響評価書の提出があったので、同条第2項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成26年8月27日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業者の氏名及び住所

タテホ化学工業株式会社
代表取締役社長 湊 哲則
兵庫県赤穂市加里屋974番地

2 対象事業の名称

響灘工場建設事業

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市環境局環境監視部環境保全課
北九州市若松区浜町一丁目1番1号
北九州市若松区役所総務企画課
北九州市若松区鴨生田二丁目1番1号
北九州市若松区役所島郷出張所
北九州市小倉北区大手町11番5号
北九州市立文書館

4 縦覧期間及び縦覧時間

平成26年8月27日から平成26年9月26日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで（北九州市立文書館においては、午前9時30分から午後6時まで）

5 対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域

北九州市若松区